

第十三回 参議院文部・地方行政連合委員会會議録第一号

昭和二十七年六月十九日(木曜日)午後二時十四分開会

委員氏名

文部委員

委員長 梅原 眞隆君

理事 高田なほ子君 理事 相馬 助治君

理事 木内キヤウ君

青山 正一君 大屋 晋三君

川村 松助君 黒川 武雄君

白波瀬米吉君 田方 進君

石黒 忠篤君 高良 とみ君

高橋 道男君 堀越 儀郎君

山本 勇造君 荒木正三郎君

藤原 道子君 棚橋 小虎君

矢嶋 三義君 岩間 正男君

地方行政委員

委員長 西郷吉之助君

理事 末治君 理事 中田 吉雄君

理事 岩沢 忠恭君 石村 幸作君

高橋進太郎君 宮田 重文君

岡本 愛祐君 館 哲二君

若木 勝藏君 原 虎一君

吉川末次郎君 林屋龜次郎君

石川 清一君 深川榮左門君

出席者は左の通り。

文部委員

委員長 梅原 眞隆君

理事 高田なほ子君

相馬 助治君

木内キヤウ君

委員 白波瀬米吉君

高橋 道男君

地方行政委員

委員長

西郷吉之助君

理事 中田 吉雄君

委員 岩沢 忠恭君

石村 幸作君

宮田 重文君

岡本 愛祐君

館 哲二君

若木 勝藏君

原 虎一君

若林 義孝君

政府委員

地方財政委員 荻田 保君

地方自治局長 奥野 誠亮君

財政課長 田中 義男君

文部省初等中等教育局長 竹内 敏夫君

文部省初等中等教育局事務局長 武井 群嗣君

常任委員 内藤三郎君

常任委員 会専門員

常任委員 会専門員

説明員

文部省初等中等教育局事務局長

内藤三郎君

○委員長(梅原眞隆君) 只今より義務教育費国庫負担法案について文部、地方行政連合委員会を開きます。慣例によりまして不肖私が委員長を勤めま

す。

本日要求いたしておりますが、

は、發議者の衆議院議員若林義孝君、

天野文部大臣、岡野國務大臣、田中初

等中等教育局長、荻田地方財政委員会

事務局局長であります。

本法律案につきましては、文部委員

会において去る五月十五日提案理由の

説明を聞いております。又地方行政委

員のかたへにはこの提案理由が文書

として御配付になっております。そこ

で本日は今回御付せられました義務教

育費国庫負担法案の修正理由を提出者

から聞きたいと思ひますが、御異議ご

ざいませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 發議者から修

正理由を聞くことにいたします。

○衆議院議員(若林義孝君) 竹尾式君

初め十四名の提案にかかる義務教育費

国庫負担法案につき衆議院で修正が行

われましたので、その修正理由及びそ

の骨子を御説明申し上げます。

義務教育の現状及びこれを打開すべ

き根本的対策につきましては、すでに

予備審査の際にも御説明いたしました

ところであります。即ちそのためには、

先ず憲法上の重要な国民の権利であり

義務であるのみならず、我が国文教政

策の根幹である義務教育について、国

が明確にその財政上の責任を負うとい

う大原則を樹立することが何よりも必

要であると考えたのであります。この

意味で、先に御説明いたしました案

につきましては、関係各省の意見が十

分調整されなかつた点もありましたの

で、これを修正して只今のような案に

いたしましたのであります。今回は義務教

育無償の原則に則り、教育の機会均等

の理想を実現するため国が義務教育に

ついて明確な責任を負うという趣旨を

明らかにし、今後その完成を期したい

と考えているのであります。

次にこの法律案の骨子を申し述べま

す。

先ず、第一条におきましては、この

法律が義務教育無償の原則に則り、義

務教育について国民のすべてに對しそ

の受当な規模と内容を保障すること

に、国が必要な経費を負担することに

よつて、教育の機会均等とその水準の

維持向上を図ることを目的とするもの

であることを明らかにいたしております。

第二条におきましては、国が義務教

育に従事する職員に給与及び福利給

付に必要とする経費を支出した額の二

分の一を負担する趣旨を明らかにして

おります。なおこの場合、国が無制限

にその半額を負担いたしますことは、

財政上困難な場合も生ずることが予想

されますので、そのような場合には各

都道府県ごとの国庫負担額の最高限度

を政令で定めることができることに

いたしましたのであります。なお政令で最

高限度を定めます場合に、その額が低

くならないようにいたします。

第三条におきましては、教材費につ

いて、国がその一部を負担することを

定めております。御承知のように教材

費について国がその一部を負担する

という制度は曾てなかつた新しい

構想でありますので、国家財政との調

整を図る必要もあり、今回は国がその

一部を負担することとし、児童、生徒

一人当りの国の負担額その他その配

分に關し必要な事項を政令に譲つて

いるのであります。

附則におきましては、地方税制度の

改正が予想されております折から、こ

の法律の施行期日は昭和二十八年度

を目標としておりますが、地方税制度

の改正とも関連するといふ意味で、一

応政令で定めることにいたしております。

なおこの施行期日につきましては

も、昭和二十八年度には必ず実施する

ように衆議院においては、これも附帶

決議といたしたのであります。

最後に、この法律の施行に伴い、地

方財政法につきまして若干改正を行う

必要がありますので、これに關する所

要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及び骨

子であります。

この法案は、教育財政確立への第一

歩を築いたものとして、我が国文教史

に

上面的な制度であると考えられるのでありますが、今後これを基礎として、更に教育財政確立に邁進したいと存じている次第であります。

議員各位におかれましては、義務教育の重要性とこの法律制定の意義につきまして十分御理解を頂き、慎重御審議の上速かに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(梅原眞隆君) それではこれから質疑をして頂くのであります。本日は主として地方行政委員のかたがたに御質疑をお願いいたします。

○若木勝蔵君 先ず私は提案者に対して御質問申し上げます。この義務教育費国庫負担法は一体長らくいらく世間を騒がせたところの法案は私はないと思うのであります。幾たびか提出するのかわいひはないのか、或いは提出の運びになるといふと政府と与党とが又そこで以て妥協ができない、結局流れそんな形になる。そうかと思うといふと、いよいよ何とかんとかいふことになつて提案されることになる。今度は更に自分で提案したものを自分で修正して全く骨を抜いてしまったような形になつて来ておるのであります。非常に私はそれだけいふと、勉強してこの案ができたといふことになれば又意味もあるかと思うのであります。それらの経過を辿つてでき上つたところのものに對しましては、果してこういうような形において国民が納得できるかどうか、こういうふうな問題も多々あるのではないかと、そういう点を提案者に対して御質問申してみたいと思うのであります。

先ず質問の第一点は、この法律の目的の中に極めて立派に書かれておりま

す、この法律は義務教育について、義務教育無償の原則に則り義務教育について国民のすべてに對しその必要な規模と内容を保障するため、国が必要経費を負担することによつて、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る」というのであります。それから、いわゆる国民のすべてに對しその妥当な規模と内容を保障する、これは誠に私は立派な言葉であると思うので、是非そうならなければならぬと思うのであります。けれども、それでは法案の内容から果してこの保障ができてくるかどうか、こういうようなことになつて参るのではありません。先ずその点について考えられたことについて、先ず質問してみたいと思うのであります。それは大体原案の建前は教職員の給与及び教材費、これらの二分の一を国が負担する。それから建築費は地方債にこれを求める。災害復旧費は国が二分の一を負担する。こういうふうな建前で以ていわゆる第一条にあるところの「規模と内容を保障する」というふうなお考えであつたかと思うのであります。そういうことによつてこの保障ができるかどうか、できるとしたところの根拠について伺いたい、こう思うのであります。

○衆議院議員(若林義孝君) 大体この修正案を御説明する前に、いさ少し詳しくこちらに御説明にあがる機会があつたほうがよかつたと思うのであります。いきなり修正案を出しちやつたものでありますから、一足跳びになるのであります。併し非常に温い心持ちで原案に對して提出した経路までをお聞き下さるうといふお氣持がありま

すので、一応一つ真意の存するところを申述べてみたいと思ひます。衆議院でも参議院でも、特にこの文部委員会は、どういふ問題にいたしましては各派相励まし合ひまして、一致の行動をとつて来ておるわけでありまして、御承知の通り産業教育法のごときも大体各派共同提案の形式で今まで来ておつたわけでありまして、それからこの義務教育費国庫負担法案につきましても、各党におきましてそれ／＼御立案になつておりました。我が自由党におきまして、まあできれば文部省が一番最初に考へておりました案を政府提出、内閣提出として出して来ることを私たちが願つておつたのであります。御存じの通り政府内におきましても非常にこのことにつきましても順調に出て来る運びにはなりませんので、我々といひましては各官庁の調整を図るのに苦心をいたしましたのであります。この各官庁、役所におきまして、普通一般にセクシヨナリズムで争つておるというようにおとりになる向きもあるものでありますけれども、私たちが見ましたところでは、決してこの一セクシヨナリズムによつての反対抗争ではないと考へております。自分の所管いたしております立場々々に忠実に而も誠意を持つて考へて来る意見が極めて熱心であればあるほどこれがまとまりにくかつたのであります。このまとまりにくかつたところをこれならば一つ最小限の線までとまるといふところの原案になつておるのではありません。而もこの原案も正直に率直に申上げますといふと、今の修正理

由の説明でも申上げましたように、各

関係におきまして満足にこの歩調が揃うたのではないのであります。不揃ひのままこれならば、この線一つまとめたものの、同時に国会におきまして御意向をこれに加味されまして、そうしてまあ言葉は悪いのであります。国会の重圧をこれに加えて頂くことによつて、この原案を一つ通して見たいものだ、こういう氣持であつたのであります。ところがそののちもうすでに御承知の通りのいきさつを、困難な経路を辿りまして、この修正案を出さざるを得ないような形になつたのであります。で、衆議院で各派共同提案になぜしなかつたかということについて一言申上げたいと思ひますが、すでに参議院におきましても教育費国庫負担法というように御考究を……、小委員会をお設け下さいまして、又お示しになつた通りであります。それから又各官庁におきましてもそれぞれ別個の独自の立場からこの案が考究されておつたのであります。これを調整して共同提案に持つて来るというところに又相対時日を要すると思ひましたので、御了解を得た上、自由党の我々だけの提案という風にいたしました。まあ十分御審議を願ひたいといふことに御了解を得たのであります。

大体今までの経路の概要を御説明いたしたわけでありまして、原案においてこれで満足すべきものだと考へておるか、第一条に謳つておる趣旨を十分貫徹し得るものかと考へるかという御質疑を承りますので、これは如何に心臓を打ちます者といへどもそのお言葉にイエスと答えるわけには参りません。極めて不十分であると思ひますが、原案の第一条におきましてはいわゆる地

方財政平衡交付金のうちから、ともすればしわ寄せをせられます教育費について、これを別枠にやる。別個に抽出して他の伸縮自在の行政費と同じように取扱うものではない。而も憲法で保障されているところの義務教育については特にこの財政平衡交付金のうちから行政費と同等に取扱うものではないといふことを一つ明らかにしたいといふことと、それからその算定基準を今までは政令によつてなされておると思ひますが、これを法文化しまして明確にいたして行きたい。而もこの明確にする場合にいわゆる普通一般に定員定額と簡単に申しておりますが、そういう意味も一つ明確にいたしまして、なお定員の足らざる点を少しでも補いたいという氣持で結核療養職員なども一万五千増加するような計算を出して来たわけでありまして、

次にその給与費についての配分の方法を總額の二分の一、いわゆる地方全体が使つております總額の二分の一を配分いたします場合は、各地方々々の平衡交付金の配分の精神を尊重いたしまして、そうして貧弱市町村には厚く、富裕な強力なる財政を持つておりますところには薄くという、この平衡交付金の精神に則つて配分を想定しておつたのであります。

それからその次に教材費につきましては、現在の実情実績から考へまして、文部省の調査によりまして丁度給与費の十分の一にあたる百何億というものが教材費に充當されておりますので、この教材費の算定基準を給与費の十分の一ほど見まして、その二分の一

をこの教材費として国家が補助をする
ということでございます。

それから老朽、災害校舎の建築につ
きましては大体四十年と言われており
ますけれども遠慮をいたしまして五十
年度で以て一新することにした
しまして、五十分の一ずつを年々これ
はまあ大体百億であります、起債に
仰ぐというその起債の枠を明確にいた
しました。その配分はやはり老朽或い
は改築を要する実情に照らしまして、
その一定の枠のうちから起債を許可し
て行くという制度に、それから災害の
ものにつきましては二分の一は国家が
補助を与えるということにしているの
であります、これはもう参議院の小
委員会でお示しになりました教育費国
庫負担法案は将来この精神で行くべき
だという結論に私も同感共鳴せざる
を得ないところがあるのであります
が、それに向つて進んで行く僅かにそ
の第一歩を踏み出したに過ぎない法案
であると考えておりますが、諸般の実
情からこの線で行くべきだという強い
信念に基づきまして原案を提出してお
つた次第でございます。

○若木勝蔵君 この問題は極めて重要
な問題だと思つております、今の
御答弁をちよつと考えて見ますに、
結局これはまあ保障というふうな点か
ら見ますという十分なものではない
けれども、諸般の事情で以ていろ／＼
関係各省、そういうような方面とのま
あ協議とか或いは妥協とかという点で
この線にしたのだ。こういう御答弁であ
るようであります。そうしてそれによ
つて先ず不満ながらこの画期的な負担
法として、先ず義務教育の補償を一步
踏み出したのだ。こういうふうなお話

であります、私はそこに非常に重
要な面があると思つております。

先般義務教育費の無償というふうな立
場から一年生に教科書を与える、こ
ういふふうなことで出たところの法令
は、実際においては奨励法であつて、
市町村において、或いは都道府県にお
いてそれを出す場合においてはこの半
額を国で以て負担する。こういうふう
な、非常に出て見たところのものは、
期待したものとは全然違つておつた。
ういふふうな場面を再び私はこの法律
で以て踏むのではない、国民は更に失
望の度を加えて行くのではない、こ
ういふふうな思ふのであります。そう
いふ点からかくのごとき法案を作る場合
においては、そういうふうな立場でな
込んだから、こういうふうな立場でな
しに、これがどういふふうな将来に影
響するかという点も十分お考えの上
に、立法の措置をとらなければなら
ないと思つております。そこでこの問
題で私の非常に懸念するところのもの
は、二分の一の負担で以て果してその
補償ができるかどうか、第一歩を踏み
込んだというところは言えるかどうか、
こういう問題なのであります、こ
れは従来の交付金制度に比べて、二分
の一の国庫負担ということになれば一
体どれだけその点において補償される
のか、或いは増すのか、そういう点に
ついて、これは若しあれでありました
ならば、これに同意せられたところの
文部当局からの御説明でもございま
すが、その点を伺いたい。

○衆議院議員(若林義孝君) 心持だけ
を一つ申上げて見たいと思つて、只
今第一歩と申しますのは、今の教科書
の無償の問題が出ましたが、衆議院は

勸奨法で出しましたあの第一歩があつた
ために、今年度は全額国庫負担とい
う方式に進んで来たわけでありませ
う。奨法が今度は全額国庫負担法であ
りますから、去年がそれが前提になつて、
今年がやりやうとされたという意味
で、これも御不満は承知の上なんであ
ります。私どもも……併しながらこ
れを一つの橋頭堡といたしまして、そ
うして皆様がたの御協力と、それから
国民全体の理解の上に立つて教育財政
を一つ確立して頂きたい。こういう意
味でございます。

それから配分につきましては、現在
原案を作りますときには、現在の平衡
交付金制度、それから地方税制とい
うものを前提として考えたのであり
ます。それから修正案は又そのときに御
説明いたしますが、趣きが變つており
ます。それから配分については半額を
国家が負担をするが、この半額の配分
は平衡交付金のたくさん行つたところ
へはたくさん行きますから、七、八割
も行くところもある。それから東京、
大阪のごとく行かないところへは行か
ないところがあると思つてはどうか
す。それから残余についてはどうする
かの御質問であります、その残余
の確保につきましてはやはり平衡交付
金の中で地方財政全体を眺め合せて
平衡交付金が考慮されますから、その
残余はやはり二分の一以外の残余もや
はり平衡交付金のなかで考慮されてお
る、こう申上げるのが私たち立案のと
きの気持でございます。なお足らざる
ところを文部当局から詳しく説明をお
聞き願ひたいと思つて、

○政府委員(田中義男君) 従来は御承
知のように平衡交付金のなかにおいて

基準財政需要額のなかに教育費はそれ
ぞれ算出せられ、それに対して平衡交
付金が参るものでございますけれども、
それは性質上その需要額だけに応じて
平衡交付金が果して参るかどうかは必
ずしも保証されておられません。而も実
績に徴してみますと義務教育費が従来
の国庫において補償されております率
をみますと、二十四年度におきまして
六五・九%となつておるのでござい
ます。然るに昭和二十七年を予想いた
します場合に半額を下廻りまして、四
八・八%が予想されるような現状で
ございまして、だん／＼と国庫の補償
率が下つて参つております。のみなら
ず各府県間の差がだん／＼と激しくな
つておりますことはすでに資料等にお
いて御承知願つておるかと思つてお
るものでございまして、併し今回の法案に
よりまして、二分の一をはつきりと国
庫が負担をするというのでありますか
ら、そういう意味におきまして現在以
上にこれを補償することになり、はつ
きりとしたここに確保されることにな
るわけでございまして。

○説明員(内藤三郎君) ちよつと補
足して御説明させていただきますと思
います。従来は昭和二十四年までが義務教
育費の半額国庫負担と、あとの半分は
配付税で考慮されておつたのでありま
す。そこで先ほど局長が申上げました
ように昭和二十四年度をとつてみま
す、大体義務教育費の六六%程度が国
庫からの補助になつておつた、こ
ういふ計算になつておるのであります。それ
がだん／＼低下したことはすでに局長
の御説明の通りであります。今度の修
正案で半額国庫負担になりましたの
で、明確に半分は国から出ます。あとの

半分はこれは現在の制度では平衡交付
金で操作されることになる。従つてこ
れが当然に地方財政の教育費の基準財
政需要に半分織込まれる、こ
ういふ形になりますので、この点ははつきりと
半分は紐付になりますから、それに伴
うあとの半分につきましては財源措置
がなされ得るのであります。それから
そうしますと義務教育については各県
どこも二つの一はやる。それ以外
に、貧弱な県につきましては平衡交
付金のほうで更に三割なり、或いは四
割なりが財政能力と関連して行くわけ
であります。それからもう一つ御説明
しておきたいことは、平衡交付金にな
りまして当初、平衡交付金の額が千五
百億であつたものが、昭和二十七年
度が千二百五十億と二百億の増し
なのであります。ところが義務教育費に
つきましては昭和二十四、五年度の
ときに平衡交付金に入れたときの最終
年度は二百五十億であります。その二
百五十億が現在は四百五十億を上廻
つておるのであります。従つて二百億とい
う平衡交付金の増は義務教育費の半額
国庫負担の増にしか当らない。従つて
従来ですと配付税として所得税、法人
税の一定割合がそのほかに地方に交付
されたわけでありますが、今の現状を
見ますと二百億は義務教育費の国庫負
担の額と同額である、こ
ういふ点において地方財政が相当しわ寄せが来てお
るのはいささか御承知の通りだと思
うのであります。そういう意味から申し
まして、はつきりと半額国庫負担と
なると同時に、教育費を確保すること
と同時に地方財政の安定に資するところ
が大きいと考えるのであります。

○若木勝蔵君 そういたしますと、今

の文部当局からの御説明では、これは結局今まで基準財政需要額相当の平衡交付金が渡つておらなかった。そのために非常に教育の補償の率が下つておる、ところがそれに対して、今回は二分の一ということをつつちりこの義務教育費負担法で定めればその点は防げるから在来よりも多くなる、こういうふうな御説明と承つたのですが、それで差支えありませんか。若しそういうふうなことであれば、これは極めて私は地財委方面に対しても聞かなければならぬと思う重要問題であります。その点を伺いたい。

○説明員(内藤三郎君) ちよつと御質問の御趣旨がはつきりしなかつたのであります。

○若木勝蔵君 今の局長さんの御説明あたりを聞きますと、とにかく在来は平衡交付金の制度で行くという当然基準財政需要額として貰えたところのものに対してこれが十分渡つておらない、言葉を換えれば運用の妙とか何とかいうことによつて流される場合もあるのではないかと総合的に行くものから……それをその部面を二分の一というふうなことに限定すれば、そうして他の二分の一を出さなければならぬというふうなことにすれば、そうすれば在来の交付金制度に比べて今回の場合ははつきり多くなる、こういうふうな説明に受取つたのであります。が、さうに了解して差支えないか。

○衆議院議員(若林義孝君) 補足的な説明をして貰いますが、我々の立場からこれが一番よく明確にわかります。一つの事例があるのであります。これは昨年のベース・アップのときでありましたか、教職員のベース・アップだけ

を算定いたしましたとしても二百億増加する計算になる。併しそうすると大体半額国庫負担という原則は平衡交付金のなかで盛られておるわけでございまして、そうすると教職員の給与に關してだけでも百億地方平衡交付金が増加しなければならぬところだつた。それがほかの行政費も引つくるめて僅か五十億より国家としては平衡交付金を殖やさなかつた、こういうことを考えましても、これを教育費だけを抽出して国家が負担をするとするならば、その場合ならばもう文句なしに百億は殖えている。それから他の行政費目もそれと相呼応して殖えておるから、五十億より以上の平衡交付金が殖える計算に

なると私たちは考えたのであります。そういう意味におきまして非常に他の行政費目というものは伸縮がきくわけですから、ところが教育費だけは子供の数を基準としておりますから、或いは教育内容を要するにあらざれば、人間のこの収縮もできない、或いは教室の広い狭いをも変えるということはできない。もう伸縮自在の自由のきかない教育と、伸縮のきく他の行政費目とを混同されるということは、ともすれば融通のきかない義務教育費のほうにしわ寄せをせられる虞れがあるから、この際明確にこれを出すべきが却つて地方財政というものを確立する上においてよいのではないか、こう考えておるのであります。

○説明員(内藤三郎君) 只今の御質問ですが、先ず第一点は義務教育費の基準財政需要をどう算定するかという問題が一つあるわけですから、これにつきましましては平衡交付金の総額を算出する場合に文部省としては大蔵省と話合つ

て従来通りにして一・五、一・八、一・九というふうな算定方式で教育費に出すわけでありまして、その出したものを平衡交付金でどれだけ補償するかとなりまして、これは御承知のように特別財政需要額というものが八割ほど頭をはねております。そのほか地方税収入の二〇％で計算されまゝから、或る程度教育費が下廻るわけでありまして、実際に計算した当時、義務教育費国庫負担法があつた当時よりは総額において五割乃至一〇割の削減を受けざるを得ないのであります。それから今度その基準財政需要がどう使われるかというところが第二の問題である。この点につきましましては、従来の実績を見ますと、昭和二十五年ですと小学校、中学校につきましては、各府県とも大体小学校の場合には半分程度はこの財政需要額に満たない、小学校の場合には三分の一程度が財政需要額に満たない、勿論その半面財政能力のよいところだとそれ以上出しておることもあります。併し、文部省が會で国庫負担ならばそこまで補償されたであろうのが、現実においてはその金が教育費に必ずしも使われていなかつたという事実は私も認めておるのであります。この点については、恐らく地方財政委員会も承認されるだろうと思つております。それから地方財政全般といたしましては、明確に府県が出したものを二分の一の補償するということが、むしろ私もとしては今の平衡交付金よりは前進ではなからうか。今の平衡交付金で基準財政需要額を弾いてゐるのは、せいゝ義務教育費で八百五十億程度であります。実際出してゐ

るのは九百億近いものでありますから、半額を負担しますならばもつと補償ができるのではなからうか、かように考えるのであります。

○若木勝蔵君 今の文部当局の御答弁は極めて私は重要な問題であると思つてあります。そこでそれに関連しまして更に伺いたいのは、国がその基準財政需要額の二分の一を負担するということがなつたならば、あとの二分の一というふうなものは、これは地方の負担が義務づけられるかどうか、その点を伺いたい。

○説明員(内藤三郎君) 今度の法案では、基準財政需要額ではないのであります。義務教育費に實際にかつたものを、都道府県が負担してゐるものの半分を負担するのでありますから、これは基準財政需要額という考え方は出て来ないはずなんです。ただし、実際に支出した額の現員現給の半分を見ると昭和二十四年の負担法の趣旨に一応は原則は戻つておるのであります。そこであとの半分はどうするかというお話でございますが、あとの半分につきましては、これは平衡交付金の基準財政需要額の中に計算するわけでありまして、半分を明確に国庫負担、あとの半分は平衡交付金の基準財政需要額に算入する、こういう結果になつております。

○若木勝蔵君 その点について重ねて伺いたいと思つてあります。今二分の一を負担するということは基準財政需要額というふうなものではない、実際に義務教育費として支出すべきものの二分の一なんだと、これは基準私には受取れないと思つて、基準の規模をきめて行く場合に、その規模

に従つて、そうしてどれだけかかるといふことを見たときに、初めてその二分の一というものは出て来るのではないかと。ところが實際において支出するものの二分の一ということになれば、こういう負担法をきめたつてこれは何らの意味がない、こういうことに私はなると思つて、その点を伺いたい。

○説明員(内藤三郎君) これは従来国庫負担制度がございまして、実績の二分の一ということ、つまり国が統制をしないと、都道府県が出したものの必ず幾ら出しても二分の一だと、この制度のお蔭で最近の教員の給与ベースが非常に引上げられた。私どもは教員組合の功績を勿論認めるものであります。が、この制度のお蔭で各府県が非常に無理をいたしまして、そうして教員の給与にいたしましては定員にいたしましても相当引上げた。それがほとんど半額を国が無制限に補償して参つた。ところが余りに給与が上つて参りましたので、大蔵当局としては財政計画が立たないと、つまりその年度の経費については翌年度の予算で調整をしたわけなんです。ですから実績を見まして、補充費の形で翌年度で精算をしたのであります。そういう意味は、地方自治を侵蝕しないという考え方なんです。国が勝手な統制をしない。ところが昭和二十四年の一月から、それでは日本の財政計画として非常に困るといふ要望もございまして、職員の範囲と定員と給与の額は政令を以て定むというのが出たのであります。そこで、この前に全国的な定員定額の非常に旋風を巻起して私どもも恐縮したのであります。それは一つは

に從つて、そうしてどれだけかかるといふことを見たときに、初めてその二分の一というものは出て来るのではないかと。ところが實際において支出するものの二分の一ということになれば、こういう負担法をきめたつてこれは何らの意味がない、こういうことに私はなると思つて、その点を伺いたい。

ドッジ予算のために従来の一・五、一・八というものを一・三五と一・七に切下げたところにも大きな原因はあったのですが、そこに地方の自治を侵害するというような点がございましたので、今回の法律の趣旨は飽くまでも地方の自治を尊重して、地方が出したものの二分の一をみるというものがこの法案の原則になっておるのであります。

○若木勝蔵君 そうしますと地方で以てどれだけ義務教育費がかかるかということは、現在の平衡交付金制度によるいわゆる基準財政需要額というような方面の、その立場に立つてそれをきめると、そうしてその上に立つての二分の一は、これは国庫で出さなければならぬ、結局は地方におけるところの平衡交付金の制度の現在の場合と何ら変わりはない、こういうことになりませんか、この点はどうか。

○説明員(内閣書記官長) ちよつとその点については私も御質問の趣旨がしなかつたのですが、地方は現在平衡交付金制度で行つておると、その場合に、基準財政需要額というものをきめて、或る程度までは補償しておるといふことになっておるのであります。併し、制度が実現した際には、それとは一応関係がなくなりまして、地方が出したものの実績の二分の一を出すというものがこの趣旨なのであります。現在都道府県の義務教育費の給与費が約九百億に近いのであります。ところが平衡交付金の予想しておる総額は大体八百五、六十億程度でございますから、九百億というものを、半分は実績の半分ですから、それは国が補償する。あとの半分はどうして計算するか

という御質問に対しては、これは半分だけを基準財政需要額で計算するわけなのであります。

○若木勝蔵君 どうも今の御説明で、私頭が悪いからわからないのであります。が、はつきりしない点があるのであります。そうすると何によつて義務教育費の総額というものはきまつて来ることになるのですか。私はあなたの説明を聞いておると、地方で以て一つの測定単位というふうなものをきめて、その単位費用に立つて、先生がたの人数なら人数を掛けて行くと、補正係数を掛けて行くと、そういうふうにしてきめて行つたものが実際の義務教育費として出されるものではないかと思う。それ以外に二分の一の国庫負担ということになると、別な要素が入つて来るのではないですか、その点を伺いたい。

○説明員(内閣書記官長) この点どうも若木先生のお考えは、飽くまでも現在の平衡交付金制度の中における教育費の基準財政需要額というものがお考えの中の中心になつておると思ふのです。ところが、基準財政需要額のきめ方そのものにも相当問題がございます。補正係数等を掛けても、実際の事情には立つていないのであります。東京、大阪は対象になつていないのです。ですから、東京、大阪を除いた単価で計算し、而もその基準の内容に至つては、私も非常に腑に落ちない点がたくさんあるわけでありま

る機械的な規模を考えておるのです。ですから、こういう規模から実際の教育費というものは割出されない。現実にと、各府県のそれ／＼の特殊性に基いて計算しておるのです。ですから、この法案の趣旨は、飽くまでも都道府県が出したものの実際の支出額の二分の一を出す。それでは国が、今お話を

点はむしろ第二項の点ではなからうか、国が或る限度をきめる場合に、何か基準がそこに必要ではないか、こういうお話をよく了解できるのです。が、その場合に或る従来の算定方式、そういうものを基礎にして或る限度はきめなければならぬかと思ひます。

○若木勝蔵君 それでは話がわかつたのですが、結局私は先ほどからの話を聞いておると一体どう考えても今までのような、いわゆる地方財政委員会できめたような基準によつてやつて行つて、そのかかる総額の二分の一を国庫で以て負担する、こうしかとれない。そうすると教育費というものは、私は現在のこの平衡交付金制度でやつて行くことは、今あなたからお話があつた通り、その規模の考え方について非常に不満を持つてゐる。そういうことは何によつて一体是正されて行くのか、この負担法によつて……その点を伺いたい。

うで行くわけですね。実際の経費がどれだけかかるかという問題になります。これは地方で予算をお組みになつて、昭和十五年年度にできました国庫負担法の制度から申しますと、その年度の実績を基礎にして半額を国が予算で計上し、それから不足額が出ますと、翌年度に精算払いをしまして、それからその当時の実績を基礎にして、地方財政計画に半分を繰込んだ。ですから恐らく今後ともそういうことで、或る意味で実績を基礎にしながら、あとの半分を平衡交付金の中の基準財政需要額に繰込む、こういう計算になると思ふのであります。ですから基準は学校教育法なり、施行規則によつて教育の規模は一応きまつて来るが、その裏打ちをするのは、地方が出されたものの半分は、国庫が負担する、あとの半分については、平衡交付金の基準財政需要額による、その基礎は飽くまでも実績を基礎にして現われる、こういうことになる。

○若木勝蔵君 この際改めて地方財政委員会に伺いたいと思ひます。先ほど来いろいろ／＼なお話で、現在教育費の場合におけるところの基準財政需要額に對しまして平衡交付金が、いわゆる地方の税収入を脱み合せて十分支出されておるかどうか、交付されておるかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) この法律によりまして大体の基準がきまります。それは、その半額は、つまり地方の一般の財政の負担となりますが、それが平衡交付金の計算になるわけでありま

ておるのです。従来、これだけなければならぬという基準財政需要額というもの、教育費について、そんならそれに対していわゆる平衡交付金制度で行つた場合に、十分満たすだけの交付金が交付されておつたかどうか。

○政府委員(萩田保君) 地方の財政計画を毎年立てますときには義務教育と限らず、一般の全部の経費につきまして基準となるべきものを算定いたしまして、逆にいへば、その収入、その中には税収入も入ります。それを計上いたしまして、そしてその差額を全額平衡交付金で出す、こういう建前になつておりますから、少くとも今政府で考えておりますだけの義務教育費に必要な金は、地方財政全体の枠として、今申しましたように平衡交付金が最後の締め括りをするのでありますから、結局におきましては、平衡交付金でその全額が補償されるという形になつております。

○若木勝蔵君 そうでありますと、ここに資料の食い違いかどうか、文部省と地財委と今の御答弁では食い違いがあるように思ふ。文部省の方面の御答弁では、大体全国の府県の半数ぐらゐは、十分その需要額を満たすだけの交付金が渡つておらない、こういうふうな御答弁があつたようでありまして、その点はどうか、どういふふうにお考えになりますか。

○説明員(内閣書記官長) そういう御説明はしたのでございませぬ。交付金は渡つておつたけれども、昭和二十五年度の実績をみますと、小学校については多く出した果もありましたが、半数ぐらゐの果はそれ以下であつた。つまりそれだけの金が使われなかつた、こ

ういふふうに申上げたのであります。

○若木勝蔵君 私にそういふふうを受
取らなかつた。私の聞いた点は、いわ
ゆる二分の一を国庫負担にした場合
に、現在の交付金制度よりも多くなる
のかどうか、果して多くなるのかどう
かという私の質問に対しての答弁であ
つたわけですから、その際に私の耳に響い
たものは、十分なる交付ができておら
ない、その点を満たしておらない、こ
ういふふうにとれたのですが、今の御答
弁とは又違つたように思いますが……。

○説明員(内藤三郎君) この点は私
はさういふふうに申上げたのでありま
す。現在の教育費の負担額が大体九百
億程度にかつておる。併し本年度の基
準財政需要額で、地方財政委員会が一
応算定されておりますところのものが
八百五、六十億だ。従つて実績の二分
の一を出して頂くならば、それよりは
上廻るという事を申上げた。

○若木勝蔵君 その点はそのくらいに
しておきますが、そこで提案者に更に
伺いたいと思うのであります。今年度
はいわゆる地方税法の改正によつてあ
れが通れば二十七年において約七十
億、平年度においては六十億程度
くらい減税になるわけでありまして、減
収になるわけでありまして、そういう点
とこの負担法との関係は、今年度にお
いてどういふふうに通算されるか。

○衆議院議員(若林義孝君) これはこ
の間の地方税制の改革は、その一端が
現われておるだけでありまして、今度の
修正案で予想したとおりです。平
衡交付金の制度も、それから地方税制
の改革も、根本的に予想をされておる
上に立つた修正案でございまして、御決
いま今国会におきまして御通過、御決

定になりました地方税制とは又變つた
地方税制を予想したしておりません。
今通過いたしました分を基本にいたし
ますならば、この施行期日なども明確
にできたのであります。まだ、根本
的の地方税制の改革というものを大
蔵当局が予想したしておるもので、
又恐らくこの地財委のほうでもこれを
想定いたしておるもので、そのため
に施行期日を明確にできませんし、
原案の平衡交付金の精神での配分を
えまして、今度は実支出額の二分の一
、さういふふうに変えて参つたので
あります。その變えて参つたのは今
申しましたように、現在通過いたしま
した地方税制より以外に根本的の税制
の改革を想定いたしておる、さう申上
げたいのであります。

○若木勝蔵君 この問題はさうくら
にいたしまして、それに關連して今度
は、原案のさういふふうな立場に立つ
ての質問であつたのでありますけれど
も、これが更に修正されて非常にお
案の立場から考へて、今のお話では、原
案の保障が十分だとは認めがたい。
つまり遺憾ながらさういふ点がある。
それを更に今度は教材費の一部負担、
それから災害復旧の場合はこれは削除
してしまふ。それから更に建築費の方
面の起債も、これも省いてしまつた。
さういふふうになつて行つたら、それ
は今度こそ本当に第一条の保障が立
たなくなつてしまふ。ただ単に所管を文
部省に移した、さういふふうなことに
して伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(若林義孝君) お説の
とき解釈、見方はできると思ひます。
併しながら從來地財委のほうで算定な
り所管をいたしておりましたものを、
いふゆる文教の府である文部省が直接
これに關与するといふ行き方になつた
のは、これはもう修正案におきまして
も根本的に變更されたことだけは事実
でございまして、それから教材費がな
ぜ修正案では非常にばやけて来たかと申
しますと、原案では給与費の十分の一
を想定いたしておりました。ベース・ア
ップその他で給与が上りますといふ
と、文句なしに自然に教材費も上つて
行く、さういふことは国家財政の現状
から見て非常に国家の負担が重くなる
のじやないか、これが非常な大蔵当局
に対する折衝の過程におきまして難
点であつたのであります。そこでこの
給与費の、動く可能性のある給与費の
十分の一という構想を變更しまして、児
童生徒一人あたり幾らかといふふうな
ことに直して来たわけでありまして、
併しながら我々折衝の過程におきま
して、無制限にこれは下げられてもい
けないのでありますから、百歩を譲つた
と申しますか、大体前は百億を標準と
いたしまして二分の一の五十億を算定
したのであります。ところが、児童一人あたり
二百円程度に基礎を置きますならば、
三十二、三億になるといふ考へであり
ますが、先づ三分の一を下らざる範圍
内において教材費を保障してもらう、
さういふふうになつたのであります。
それから建築その他災害に關する部面
におきましては、この法案からは削除
したのでありますけれども、不完全な
がら現在の点に、災害は災害、或いは
建築費補助につきましては別個に文部
予算が設けられておりますので、併し
ながら非常に不安でありますから、將

来地方財政法の第五条を一つ變更
することによつて明確化して行きたい、こ
う想定しておるのであります。

○若木勝蔵君 今に關連いたしまし
て、国が必要なる経費を保障するとい
う段におきましては、更にいふやうな疑
問が出て来るのであります。現在にお
いては、又この法案では二分の一程度
といふふうなものを考へております
が、私は到底それでは保障できないと
考へております。現在におけるとこ
の都道府県における教育の実態から見
まして昇給昇格もできない。それから
行き、一学級に先づ理論上切詰めて
十人のものが、七十人も詰めて行か
なければならぬ。新採用もストップを
くらつておる、さういふふうな実情
から見まして、到底私は二分の一程度
は保障ができないと思ひます。少く
ともこれは四分の三乃至五分の四以
上の保障が立たなければ、負担がで
ければその保障が立たない、さうい
ふふうに思ひます。文部当局はさうい
うお考えになるか、この点をお伺い
いたします。

○政府委員(田中義男君) お話のよ
うなことで保障したといふわけには
参らぬのでございまして、先ほど申
したとおり、先ほど提案者のほうから
お話を伺ひます。さういふふうな
ことで、少くとも現状よりは理想に向
つて、一歩前進といふような程度に
ついて、この案の成立を期待いたして
おるわけではございません。

○衆議院議員(若林義孝君) お説の
通りこの二分の一或いは五分の三或
いは全額という説は出るものであり
ますが、

どちらにいたしましても、二分の一
の場合は二分の一で地方財政という
ものを考慮する税制に變更して行き、
全額に
なりまして、全額になつて地方財政
並びに税制と、それから国の税制との
關連が考慮されると考へるのであり
ます。現在この想定は原案におきま
しては現状のままの税制、地方財政とい
うものを根幹に、基礎に考へたのであ
ります。それから修正案におきまして
は、相当大改革と言ひますか、地方
税制の改革を予想した上に立つての修
正案であるのであります。全額と言
ひ、八〇%と言ひ、二分の一と言ひ、
それ、この地方財政或いは国家財政
全体の眺み合せの上に立つべきもので
あると考へまして、現在の状態を基
本に考へて二分の一、在来平衡交付金
制度が設けられたときには、昭和十
五年に制定せられた義務教育費国
庫負担法という、やはり二分の一を確
保して保障するといふ意味の精神の上
に立つた立案であると御了承願ひたい
と思ひます。

○若木勝蔵君 この点についての質問
はさういふふうにしてございまして、今
度は修正案について伺いたいと思ひ
ます。修正案の第二条であります
が、二条のいふゆる先ほど来お話を
なつた教職員給与について、その実支出
額の二分の一を負担する、この実支出
額といふふうなもの、これは一体どう
いふものであるか、御説明を願ひたい
と思ひます。

○衆議院議員(若林義孝君) 原案にお
きましては御存じの通り算定基準が法
文で明確化してあるわけでありま
すが、これは地財委のほうでも御意見
があつたのでありまして、金を使う金額

ばかりを明示するというに非常に欠陥があるのではないかという、或いはすでにお耳に入つておられると思うのでありますが、そこでそれが今度はこの法文から除外いたしまして、地方の自主性を重んじて、別に何かこうこういう／＼基準によつて使つた分についてというやうなことでなしに、おのずからその基準は先ほど内藤課長から説明がありました基準に基づくのでありますけれども、併し地方の自主性ということに重きを置きまして実際支出した、これは法律的に考えますと、実支出と支出とどう違うかと言え

ば、別に差異はないやうであります、実支出と書いたほうが、明確に実際に出したものに對する二分の一ということが明確化されるであらうというわけで、誤解の虞のないところの文字を使つたのであります、実際地方において支出せられた額の二分の一、こういうことになるのであります。

○若木勝蔵君 そうすると法文からのみ考えますと、二分の一の負担というものは、実支出を終つた後に來るといふことになりませんか。その辺の手続はどうなりますか、その点伺いたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) この点は実際に支出が済んだものについて、精算払いをあとでしなければならんと思ひます。

○若木勝蔵君 そうするとその都度やつて行くわけですか。支出した分について何期かに分けてやつて行くわけですか。

○説明員(内藤三郎君) 實際の交付の手続は、從來ですと大体第一四半期、

第二四半期は概算払い、第三四半期は上四半期の見込額で出しまして、大体それに近いものにいたし、最後に翌年度において精算をして行くというのが從來の行き方でありました。

○若木勝蔵君 そこで第二条の第二項が問題になるわけですが、先ほどの私の質問に關係して來るのではありません。つまり「前項の各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は、政令で定める」と、こういうふうになつてゐるのですが、これはどういふふうな内容を示しているのか、その御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(内藤三郎君) この点は「定めることができる」でありまして、定めなければならんとは書いてないのではありません。ですから、必要があれば定めるわけでありまして、その定める限度の点が問題になると思ひます。この点は附帯決議にもございまして、原案の趣旨を尊重して、その年度の各都道府県の実績を下廻らないやうにするという御趣旨がございまして、そういう政令の書き方を研究してみたいと思ひます。

○若木勝蔵君 そこで原案では、こういつつ「一、学級の人数を、先生の数を一・八にするとか、五にするとかいふやうなことは、法律事項としてこれは明瞭にできておつたものを全部削除して、これは政令に譲つたということになりますか、どういふことになり

○衆議院議員(若林孝君) 今度の分は、それをもう超越するわけでありまして、實際その都道府県におきまして、いわゆる言葉は当嵌まるか當嵌ら

んかわかりませんが、定員定額というやうなものに強いて關係をせず、實際その地方の自主性に基いて支出をせられた額の二分の一、こういうことになつておりますので、若し原案とそれから修正案との差違についての意見を問ひ下さるとするならば、地方の自主性を尊重するといふ意味において修正案のほうがよりよいのではないか、こういうふうにまあ考へておる次第でございます。

○若木勝蔵君 私の伺つておるのは、ああいうふうな原案で法律事項として、こゝういふふうな定めておつた現在の平衡交付金法の一部の改正におきまして、も、在來の単位費用であるとか、或いは補正係数であるとか、或いは基準財政収入の方面は規則によつて定められておつたものを、今回は単位費用だけがつきりして來たのと、あとの部分は二カ年間研究の余地ということにできておるのですが、そういうふうな法律事項として扱つて來ておるのに、これに逆行して一体原案で法律で定めてやうとしたものを全部取つてしまつた、それが一体どこに行つたのかといふところの御説明を伺ひたいのであります。これは文部當局から伺ひたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) この点は、只今若林委員から御説明がありましたやうに、飽くまでも実績の二分の一の一定と、ですから一方において国が義務教育についての明確な財政上の責任を持つといふ点が半額の負担であり、他面において地方の自主性を阻害しないといふ点で実績の半分、こゝういふ二つの要素をこの点において調整されておると思ふのです。併しながら、それでは

幾ら出しても国は無制限に二分の一を見て行くかどうか、この点については、少くとも貧弱な府県については或る程度カバーができるやうに、併しながら、例えば現在平衡交付金の行つていないやうな東京、大阪のやうな場合におきまして、必ず實際の支出額に二分の一を見得るかどうかという点が、若干問題になると思ひますので、成るべくその実績を下廻らないやうに、最高限度といふものはきめることができない、財政上きめなくてもいい場合はきめる必要はないと思ふのですが、非常に高い場合には或る程度の額が定められなければならん、その額は飽くまでも各都道府県の実績を下廻らないやうにしてもらいたいという趣旨だと思ふのであります。私はそういうことについてわからないから聞くのであります。そういたしますと、平衡交付金法にありまして、この教育の部面というものは、この法案ができれば全部削除せられてしまつた、こゝういふやうに考へられるのであります。この点は、こゝういふやうになりますか。

○説明員(内藤三郎君) これは先ほど萩田局長からお話がありましたやうに、半分についてははつきり国庫負担ですから、これは国の負担ですから残るのですが、あとの半分は平衡交付金のほうに依存しなければならぬので、基準財政需要額は単位費用をどういふふうな測定単位を用いるか、これも今後の研究問題であります。が、いづれにいたしましても、国庫負担額と同額乃至それに近いものが交付金のほうで補償されなければならぬと思ふのであります。ですから今は全額が単位費用に載つておる。今後は測定

単位も動くかも知れませんが、それと国庫負担額と同額のものが一応想定されるのではなからうかと考へるのであります。

○若木勝蔵君 そうしますと、さつきの問題に又戻るやうになります。この実績を作るところの基準はどこでござい

○説明員(内藤三郎君) これは大体前年度の実績を基礎にして当該年度を推定して行くということになると思ふのであります。併しながら、それが飽くまでも下廻らないやうに原案の趣旨は尊重して頂きたい、こゝういふ氣持であります。

○若木勝蔵君 この国庫負担額の最高限度は各都道府県ごとに政令で定めることができるというやうなことは、私らの頭にピンと来るやうなことは、私らの定員定額で非常に教育の規模が縮小されて困つた、こゝういふやうなことから頭にピンと来るのであります。が、これは文部當局として最高限度をきめるときの政令を作る方向に持つて行くのか、或いは作る方向に持つて行くのか、それについて伺ひたい。

○説明員(内藤三郎君) 定員定額でお困りになつたことも、私もよく身に染みて承知しておるのであります。ただあの場合は、從來の線が一・五、一・八で参りましたのが、ドッジ予算で急に一・三五と一・七に下げられたと、そこで各府県の実績との調整に非常に苦慮したのであります。この枠そのものが昭和二十五年のやうに一・五、一・八で復元したならば、それは困るとは私も考へていなか

第六十四部 文部・地方行政連合委員会會議録第一号 昭和二十七年六月十九日【參議院】

七

つたのであります。それから今お尋ねの点につきましては、文部省といはしましては、できるだけ作らないで済めばそれに越したことはないのではありませんが、これは財政能力と国家財政との調整もありますので、必要な場合には限度をきめなければならぬかと考えるのであります。

○若木勝蔵君 大体そこまでを通過して考えてみますと、これは非常にこの国家の財政の枠に縛られるようなものを含んでおると、こう考えられるのであります。今の御答弁にもありましたが、まあドッジ予算で以てああいうふうに締められれば、一・五が一・三五に落ちた、こういうふうなことが、今後いよいよこの問題は、現政府の予算のきめ方、再軍備の方向に走つておるとこの予算のきめ方から言つたらば、この点は明瞭に私は縛られて来ると思う。その予想については文部省はどう考えておるか伺いたい。

○説明員(内務省三郎君) これは衆議院の院議を以て附帯決議がなされておりますので、飽くまでも原案の趣旨を尊重して頂きますならば、而も各都道府県の実績を下廻らないようにという衆議院の御要望、御決議もございまして、この点についてはそういうことのないように最善の努力を払いいたいと思つております。

○若木勝蔵君 それでは次に提案者に伺いたいと思つておりますが、災害の復旧費が修正案では全然省かれてしまつたのであります。これは現在非常に予算措置で以て取扱うために、二年或いは三年に引張られたり、或いは額が大体二分の一となつておるのだけれども出なかつたり、こういうよう

なことになつておるのでありますけれども、これについて将来どういうふうにお考えになるか。

○衆議院議員(若林義孝君) 現在地方財政法その補助のパーセンテージは明確にされておられませんけれども、大体その精神に則つてやられておるわけなんでありまして。将来この法案を企図いたしました精神を一つ明確にその財政法を改正することによつてやつて行きたいと、こう考えておるのであります。それからなお、これはこの法案と離れてありますが、別に災害に關します補助に關するの別途の法案を設けたいと思つておるわけなんです。

○若木勝蔵君 それでは御趣旨はわかりましたが、更にこの点を文部省に伺いたいと思つておるわけなんです。これは地方財政法の一部改正の中に、明瞭に災害のほうは一般の義務教育費から外して、そういう国がこれに對して補助するといふような工合になつておるのであります。これは法律或いは政令で、以て将来それをきめなければならぬ、こういうふうなことが戰つておるのであります。文部省としてはこれによつてはつきり立法措置をとられるかどうか、これを伺いたい。

○説明員(内務省三郎君) この点については地方財政委員会、大蔵省と十分協議いたしました。この次の国会になりますか、最近の国会には明瞭に解決したいと思つております。

○若木勝蔵君 提案者にもう一つ伺いたいと思つておるわけなんです。これは私異様に感じたのであります。これはどう法律はほかのほうにも例があるの、しうけれども、「この法律の施行期日は、政令で定める」と、一体法律といふふうなものを政令で以て左右するといふふうなことは、私には受取れないのです。こうなりますと、折角この法律を通して、この施行の期日を政令で一年延したり二年延したりするかもしれない、こういうふうな時の政府のあれによつて左右できる、これはどう理由でこういふふうなことにきめたのですか、伺いたい。

○衆議院議員(若林義孝君) 先ほどもちよつとこの点に触れたと思つたのであります。第二條におきましてこの二分の一補助という精神にこの修正案で變つたものであります。この變つた理由は何かと言へば、近き将来間に迫つておると考へるのであります。地方税制度の根本的改革といふものが、二十八年度を以ておるのであります。併しこれはまだ表面に出ていないところのものであります。一部分はもうすでに今国会を通過して御協賛に相成つたものでありますけれども、それより以上一つ根本に遡つての地方税制度の改革が予想されておりますので、これを明確にしたいところであります。もうこの御趣旨は、提案者の我々といひましたも同感でございます。が、諸般の事情からこれを明記せずにおくほうがこの法案成立のため、且つ折衝の結果妥協と、不本意ながら心得たわけでございまして、そこで衆議院におきましては、一つこの国会の趣旨を明

確にするために附帯決議をせられまして、二十八年度から施行をするようにといふことの御意思を強く表明せられたゆゑなんのであります。事情を申上げましたが、言訳になるかならんか、私自身も極めてこの点には不本意ながらの答弁であることを御了承願ひたいと思つております。

○若木勝蔵君 私はそれ以上追及しません。これは重要な問題であります。から、文部委員会のほうにおいて十分御検討下さることを一つお願いいたします。

○委員長(梅原眞隆君) 了承しました。

○若木勝蔵君 最後に地財委のかたがおります。地財委は、従来義務教育費国庫負担法については反対の立場をとつておられる。いわゆるこれが一つの教育行政の中央集権化であると、或いは言葉の極端に言ひ尽せば地方自治の侵害である、こういうふうな方面から、非常にこれについて反対の態度をとつておつたのであります。今回の点は反対の意見をまだ持つておるのか、或いは持つておらないのか、こういう点を伺いたいと思つておるわけなんです。

○政府委員(萩田保君) この義務教育費国庫負担の問題につきましては、すでに五月二十一日に両院に宛て法律に基きます意見書を出してあります。通基、根本的には不賛成でございます。が、どうしてもこういう嗜好をとるならば、現在提案されておりますような形になることが比較的自治を侵害せず害がなく実行できるのだからといふ意味において、やるといひますれば

この程度が適當であらうと、こういう考えを持つております。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑はございせんか。地財委のかたに御質疑を願ひたいと思ひます。

○岡本愛祐君 地財委の当局にお尋ねいたしますが、こういう義務教育費国庫負担法が出来ますと、これが実施の際には地方財政平衡交付金のほうにどう影響があるか、つまり今年で言へば千二百五十億といふような額がどういふふうな結果になるか、それを伺つておきたい。

○政府委員(萩田保君) こういう法律を実施いたしますといひますれば、これは地方財源全体の計算をやります。直さなければならぬわけでありまして、これ自身が直接地方財政平衡交付金とどうのこうのといふことにはなりませんけれども、結果におきましては先ほども申し上げましたように、地方財政平衡交付金があらゆる歳入歳入と見た上での差額をみるということになつておりますから、ここに影響して来ると思ひます。それと、もう一つは、各地方団体間の不均衡を是正するといふのが地方財政平衡交付金の主眼になつておるわけなんです。この制度を実施することによつて、今の税制をそのままにしておけば更にこの不均衡が甚だしくなるといふことになりますれば、その額だけは地方財政全体としてはロスになるから、それだけ地方財源をプラスしなければならぬと、こういう問題が起つて参ります。

この二点におきまして地方財政平衡交付金に影響が及んで来ると、こういうことになりま。

○岡本愛祐君 先ほど若木君の御質問

で、だん／＼と文部省当局、提案者から御説明がありました。つまり私の尋ねておるのは、今年で言えば千二百五十億ですか、その平衡交付金がこの影響によつて減つて来るでしょう。勿論総額は減らなければならぬと思う毎年、この関係を説明して頂きたい。

○政府委員(秋田保君) 他の制度が全然同じだといはしますれば平衡交付金の額は減ります。

○岡本愛祐君 どのくらい減るのですか、どういふふうにして減つて行くのですか。

○政府委員(秋田保君) この義務教育自体の内容もこれによつて別に改善するのじやない、今まで通りと同じだ、それと又他の財政収入或いは財政支出ともそれは皆同じだという仮定の上に立ちますれば、こちらへ来るだけ平衡交付金が減りますけれども、さつき申しましたように、そのために財政の不均衡が強くなる、従つてその額だけは、簡単に申しますれば、平衡交付金からマイナスこの義務教育費国庫負担金、これだけ減るわけでありまして、それにプラス不均衡は正のために余計要る分を出さなければならぬ、こういうことになりまして。

○岡本愛祐君 東京都、それから大阪府ですね、平衡交付金を貰つていない所、その関係はどうなりますか。

○政府委員(秋田保君) つまりそれだけが財政均衡のロスになるわけでありまして、その分に出す分だけには出さなければならぬのであります。

○岡本愛祐君 わかりました。

○原虎一君 提案者にお聞きするのですが、施行期日を全然政令に任せておるのですが、その理由と、その理由を

満たせば満たす期間はどのくらいかかるのか、この点をお伺いしたいと思ふのであります。

○衆議院議員(若林義孝君) 恐らく先ほど若本委員の御質問の時に答えたいと思つたように、地方税制度の改革が予想されておりますので、それは極めて近き時期と心得るのであります。が、次の国会においては是非ともその成立を見なければならぬものだと思つておりますが、今ここで明確に申し上げることはできないのであります。衆議院でもこれを明確にすること、而もその時期を二十八年度と明確に御指示になりましたように、この点は参議院の委員各位におかれましては一つ御協力の上政府を御鞭撻のほどを提案者といはしてもお願いをいたしておるわけでありまして。

○原虎一君 ちよつとおかしいのですが、提案者が施行期日が、政令で定める期日が見当がつかないのでは、参議院でうまうまやつてくれと言われても困るのじやないですか。どうもなぜこれが施行期日を政令で定めることにしたのか、その主たる理由を、一日も早いほうがいいのでありますから、これを実施するといふ早急のほうを、これと考へれば、これを実施するにはそれだけのいろ／＼ないいわゆる地方財政関係もあれば他に関係がいろいろありますから、そういうところの事務的整理をするとかというための時日がどのくらいかかるか、さすればいつ頃できるかといふくらいは提案者としてはお考へがあるだろうと思ふのであります。これを全然何して、こちらで参議院で検討して早くやるようにきめてくれというふうな御意思と思ふけれども、こ

れはどうも解せんですな。

○衆議院議員(若林義孝君) 先ほどお答えいたしましたように構想は二十八年度からを想定いたしておるのでありますけれども、これを明示しないのが諸般の事情から賢明だと心得たので明示をいたしておりませんので、併しなから立案者におきましても又政府におきましても、同様に二十八年度を想定いたしておることは事実でございます。そういう意味において国会の御意思として十分二十八年度から実施するようになつていふ意味の附帯決議を衆議院におきましては同感共鳴いたしておる次第であります。参議院におかれましては一つこの御趣旨を体して御審議をお願いしたいと思います。

○中田吉雄君 お尋ねいたしますが、今回御説明になりましたこの負担法のほうが現行の平衡交付金で出される場合より義務教育費が現在受けておる保障といふものは、一体この法案のどこにあるのですか、その点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) この点は先ほどちよつと御説明申しましたが、実際の二分の一を必ず国が明確に負担するといふことによりまして、他の半分は平衡交付金の方で保障されます。かようなことになると、財政上の責任が明確になりますから、義務教育費が確保されると同時に地方財政も安定して行くのではなからうかと考へるのであります。特にこれは昭和二十五年に義務教育費が二百五十億の半額国庫負担、ここのが現在では恐らく四百五十億を上廻つておると思ふのであ

ります。ですから平衡交付金の千五百億から千二百五十億に二百億にも伸びるのです。義務教育費の負担の伸びが大體同じでございますから、更にそれ以上に、義務教育費の負担が半額、他の半額は平衡交付金の方でやりますので、両方から参りますならば地方財政としてはプラスになるのではなからうか。それから同時に義務教育費については実際の支出の二分の一を負担するといふことになりまして、今の基準財政需要額では恐らく義務教育費が賄い得ないと思ひます。従つて地方に

○中田吉雄君 この支出の二分の一を負担するといふのは、私から見ると、だん／＼と少くして来るのじやないかと思ふのです。なぜそういう見方をいたすかと申しますと、例えば本年度地財委から御説明になりました七千六百億という地方財政計画の内容を檢討いたしてみますと、先ず財政収入におきまして四百四十万の地方公務員の五割の首を切る、それから給与単価におきまして教職員は三百七十五円、県庁の職員は四百六十二円、それから市町村の役場の人は五百七十六円といふふうな、一般公務員より給与ペー

スの単価が高いからというので、そういふふうな事実上の減俸をやるようにして組まれておるわけでありまして、財政需要のほうではそういうふうな物価騰貴の単価増を見ないといふふうな組まれて来ておるわけでありまして、ところが税収入のほうにおきましては昨年度二千五百十億程度あつたものを今年度

は二千九百二十億、四百十億でずか余計に組み、而も高等学校の他の授業料、手数料その他の雑収入を二百六十億でずか余計踏んでおる。そういう計画を立てれば平衡交付金は千二百五十億でいい、ここのうふうなことになつて平衡交付金が千二百五十億でいいといふのは、そういうふうな財政需要を極度に圧迫し、財政収入を非常に担税能力以上に見て、そうしてそれで丁度収支が償うと、ここのうふうになつておるわけでありまして、ここのうふうになつておるといふのは、八千五百億の中で一千八百三十六億でずか、国家予算の二一％という軍事予算がとられておる。そのしわ寄せが来たのが財政収入を過大に見、そうして財政需要を極度に押えたといふふうになつて行つたわけでありまして、そういうことはもう現在のアメリカの要請、そうして自由党内閣がとられておることから言へば、だん／＼とそういうことが一年々々二一％といふものが年々逐つて増えて来て、實際国内の全体の予算の内政費といふものを圧迫して、それが地方財政に行つて、そうしてだん／＼とそういうことが厳しくなれば、今提案者のほうから御説明になつたような、希望に副うようなこの地方税制の大改革はなかなか私はできんと思ふ。そういう意味から言つてだん／＼と国家財政のしわ寄せがいつて、そうしてそれが私は實際の支出が直ぐ目に見えない教育費にだん／＼行つてしまつて、この第一

条の目的ですが、支出といふものが減つて却つて、却つてといふ言ひもせんが、必ずしも現行の平衡交付金制度より、現在義務教育が当面しておる危機を防衛できるかどうかといふことを

九

私は非常に疑問に思うわけですが、もう少しその辺の呼吸をよく御説明願いたい。

○説明員(内藤三郎君) この点は私どもは只今中田委員のお話のように平衡交付金制度そのものにも欠陥があると思うのであります。そういう意味からここに義務教育費国庫負担法案というものが生れて来たのではなからうか、こういう点を考えますと、実際の支出額の二分之一を負担することによって、むしろ義務教育費も確保されるし、地方財政も安定をいたして、従来これは昭和十五年からありました義務教育費国庫負担法によりまして教職員の苦しい枠の地方財政の中で、教員の定員にいたして、給与の準備にいたして、相当改善されたその功績は認めなければならぬと思えます。ですから義務教育にとつて仕合せだつたと同時に地方財政の安定に資するところが多かつた、かような見解を持つておるのであります。先ほどお話のように教員については三百七十五円というお話があつたのですが、計数の上では一応一五・一八、健康保険に一・三三を見込んでおりますので、実際の教員数よりは約二万名程度余裕があるものであります。三百七十五円の問題が一応その中で操作が得ると考へておつたのであります。ですから今後もしやういふ場合には、飽くまで各府県の実績を尊重して、原案に定められたやうな趣旨のものをきめて行きたい。そこで地方財政の圧迫にならんやうな方途を研究して参りたいと考へておるのであります。

○中田吉雄君 どうも私よくわからんのですが、第二条の第二項ですが、こゝういふものによつて実際の支出を標準的な水準から下げないように防衛できるようにするのですかこれは。

○説明員(内藤三郎君) 従来の行き方ですと無制限に二分之一を見たのであります。その後昭和二十四年の一月から、教職員の範囲と定員と額は政令を持つて定め、これが前の国庫負担法の行きたつたのですが、今度の改正では国庫負担額の最高限度というものに直つて、而もこれが「政令で定めることができる」となつておりますから、財政需要に非常な陸路を来たさない限りは或いは一本だけで行く場合があると思つて、ただ果してそれならば非常に高いところの東京、大阪まで全部カバーできるかどうかという点については多少疑問の点が残ると思つてあります。その場合には、最高限度をきめます。場合には、これは各府県ごとの基準でございまして、政令でこの基準をきめることになりまして、ですから、各府県ごとに査定をするわけではございませんので、そこに達しない府県だけになりますから、低い県に対してはむしろ利益にはなるかと考へるのであります。

○岡本愛祐君 これは地方財政委員会の方に聞かなくては、東京都と大阪府は税収が非常に大きい、従いまして平衡交付金を全然国からもらわなくていい。ところがこの第二条によりまして教職員給与費について、その実支出額の二分之一を又もらうということになりますと、今までですら平衡交付金をもらわないで十分な財源ではかの府県から羨まれておる東京都、大阪府がますます割がよくなる、こゝういふことになりませんか。

○政府委員(萩田保君) 現在の税制の下に、或いはその他例えは生活保護法にも八割の交付金が行く、公共事業費にも同じように行く、こゝういふやり方をしておりますれば、この法案が実施になりますと確かにそれだけ多くなり多くなります。ただこの法案を出した趣旨が飽くまで義務教育費を非常に充実して行く、そのためには多少財源が余つておらうと少からうと国庫で二分之一を負担して、それだけが充てて行くのだ、こゝういふ立場に立つておりますならば、それだけ余分の財源が仮に行つたといつても、それは無視していいのではないかと考へる方が立つわけではなかつた。そのところは非常に問題でありますので、恐らくこゝういふ点を解決するためにこの施行期日を政令に譲つたのだらうと思つておられます。

○岡本愛祐君 提案者にお尋ねするのですが、私も地方財政の立場から申しますと、今私が質問したことが非常に要点なんです。つまり地方財政平衡交付金というものを以てそうして税収の足りない所、基準財政収入が非常に大きい所、そういう所は平衡交付金をもらわない、こゝういふことになつておる、それが即ち東京都であり大阪府であり、従いましてこゝういふ所はほかの所よりか教育費についてお恵まれておるはずであります。ところがこゝういふ所は教員数も非常に多いのですが、それが実支出額の二分之一が又今までの平衡交付金をもらわないやうな財政豊かな所に又行くといふことは、各府県のバランスを非常にアンバランスにするといふことになる、こゝういふことの御考慮はどういうふうにお考へになりますか。

○衆議院議員(若林孝君) 原案におきましては今御質疑になりましたお氣持を十分生かしておつたのであります。それからその点を折衝いたしました。困難を感じたのであります。この平衡交付金の制度より離れまして、各府県平等に二分之一という線は地財委から御主張になつておりましたかねてから、御精神なものであります。先ほども地財委は眞つ向からこの義務教育費国庫負担法というものを對して反對しておつたじやないかといふお話があつたのでありますけれども、それは原案に盛られており、又文部省が提案いたしておりました趣旨においては御反對であつたのでありますけれども、この二分之一という、平等に二分之一といふことについては御反對ではなかつたわけでありまして、この点は地財委のお説を全幅的にこの修正案では取入れた次第なんです。従いまして現在の地方税制というものをそのまま認るときには非常にこのアンバランスが起つて来ることは事実でありますから、将来そのアンバランスを是正すべく地方税制というものの改革が前提になつておるのであります。それが前提になつて来ればこそ先ほど御批判があらりました施行期日というものは明確に表わすことができなかった、こゝういふことになつております。このアンバランスは地方税制の改革、延いては地方財政平衡交付金の精神をも相当変革をして来るのじやないか、こゝういふように予想しているわけでありまして。

○岡本愛祐君 それだと非常な問題です。今我々は地方税法をどういふふうに行か、改定して行くか、まだ案を持合せないそのときに行か、それとしてこゝういふことが出て来る、而もそれを前提にしておるといふことは甚だ地方財政上困るわけでありまして。そこで萩田君にお尋ねするのでありますが、遊興飲食税や入場税を今度の地方税法の改正案によつて二分之一にするといふやうなことにこれは関係して来るのであります。

○政府委員(萩田保君) 遊興飲食税、入場税は東京、大阪に非常に集中しておる税でございますが、これが半減して来ることは、そのアンバランスが比較的の問題としては少くなつて来るという傾向になつております。

○岡本愛祐君 それと脱み合はして、この二分之一を国が負担するといふやうなことに關係を持つておるのか、もつと大きな地方税一般の改革を考へておるのか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(萩田保君) その遊興飲食税、入場税が二分之一になりまして、そのやうなアンバランスが少くなつて、而もこの法案をそのまま実施して東京、大阪に二分之一の負担金が行きまして大したロスにならないといふ見通しがつけばこれでもいいわけでありまして。それでなくてやはりそれでも相当大きなロスが出る、而もそれは国、地方を通じて財政全体の問題から負担できないといふことになりまして、やはりそこに補助金制度或いは更に税制に關係するものを改正しなければならぬことになる、こゝう思います、その判断は全然つきません。又検

○岡本愛祐君 それは甚だどうも無責任な話であつて、これだけの又大改革をし、地方財政平衡交付金の根本をも揺がせるような改正をするときに當つて、この制度をつたらばどういうふうな平衡交付金或いは地方税法、そういうものに影響が及ぶか、それをよく周密に計算し、考慮した上でこの法律を出すべきだと思ふ。それを政令で定めるといふようなことにして逃げて行

くということとは甚だ私は無責任だと思ふのです。政令で定める、施行期日もやはり。それから又いろいろなことが、政令で定められることになっておりますが、若木君が指摘したごとく、甚だこの点無責任だと思つて、我々地方財政の要務に當つておる者にとつては誠に遺憾な次第に思ふのであります。それからこの第二条の第二項ですね。これはどういふことですか、「前項の各都道府県」との国庫負担額の最高限度は、政令で定めることができる。」「政令で定めなくてはいいというふうな態度というのは二分の一を負担するといふのできまつておるんだから、最高限度も何もなさうなものだが、どういふ意味ですか、これは法律上のギヤツプがありますせんか。字句の上のギヤツプがありますせんか。

○説明員(内藤三郎君) この点は第一項で、実績の二分の一を負担するとはつきり明言しておりますのですが、第二項で制限になつておることも事実でございます。これは非常に給与の高いいところまで完全に実績の二分の一が保障できるかどうかという点は、財政

○岡本愛祐君 附帯決議などというものには法律上何ら効果のないものであつて、ただ希望的意見に過ぎない。この法律の本文こそすべてを束縛するものなんです。それで第二条の第一項に「その実支出額の二分の一を負担する。」と。こゝう言へば、それを国は当然負担しなければならぬ。何もこの第二項で又最高限度を定めることができるというふうなことを書くことは……、これはもう全く矛盾だと思ふのです。これは一つ法律家、法制意見局の長官を呼んで聞かなければいけません。

で聞かなければいかん。

○説明員(内藤善三郎君) ちよつとこ
れは大変私、私見を申上げて恐縮なん
ですが、従前の国庫負担法の例を御参
考に見て頂きたいと思うのですが、前
の場合には都道府県において義務教育
に要する教職員給与費については実
際の支出額の二分の一を負担するとい
う原則になつておりまして、第二項
で、前項の職員の範囲、定員及び給与
の額は政令を以て定むとはつきり言い
切つておるのです。ですから、これは
定員のほう、給与のほう、職員の範囲
は触れてないのです。最高限度を定む
ることができるとなつておりまして、

○阿部愛祐君　それは私の前の法律を知りませんが、前の法律がそういうことを書いておつたら、それも悪いと思うのです。こういうふうにしておくと、これは又いむゆる組合との間の争いのようなことがありはしないか、それを恐れるのでありますが、突支出額の二分の一以内を負担するとあるならこれでいいと思います。突支出額の二分の一を負担するところ言ひ切つてし

まえば、それが当然束縛されるのは法律の一年生でもこれはわかり切つたこととあります。それを第二項で最高限度ということになると意味をなさぬと私は思うのでありまして、この点よく法制意見局なんかの意見を聞いてお作りになったのですかどうか、今提案者はおられませんか……。

○中田吉雄君 岡本委員の質問された点ですが、やはり私も同様な疑問を持つのですが、これは逆にしてみたらどうなりますか。最低限度義務教育を防御するという意味で逆にしたらどうなりますか。二分の一を負担すると決定したらそれはそれがもう最低限度なんだ……。

○説明員(内藤馨三郎君)　そうする

と、無制限に出すということになるわけでございますので、その場合に実は私どもこういう前例があつたのでございまして、これが昭和十五年から制定されて昭和二十二年、三年、四年と、知事が公選になりましてそれ以来、教員組合の非常な攻勢によりましてどん／＼と府県が負担して参りまして、当時私どもの予想のつかなくなつたのは毎年度赤字が出まして、十数億の

○岡本愛祐君　現にその原案と言いま
すか、予備審査に我々頂いておつた原
案は、第二条に「その総額の二分の一
を下らない額を負担する。」こうあるの
です。それならばこの第二項はわかる
のであります。その支出額の二分の一
を負担すると言ひ切つてしまつた以上
は、私はこれは法律案の解釈として
間違つておると、そういうふうに見
るのであります。この点は連合委員

うのでありまして、この点は連合委員

会をもう一回持つて頂ければ私法制憲
見局の長官の出席を求めて貰いたいと思
います。若し連合委員会がこれで終
るということであれば文部委員会のほ
うで十分お確かめを願つて、そうして
後に禍根を残さないようにして頂きた
い。私はこれはやはり明らかに間違つ
ているということを断言をいたしてお
きたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑は
ございませんか。

○富田重文君　ちよつと一点お尋ねいたしますが、第三条の、「国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。」こう書いてありますが、この算定の基準や何かは大体のところは二項のほうに示してあつて、あとやはり政令で定めるといふようなこととでばかしてあるのですが、一体経費

○政府委員(田中義男君) 大体実際に支出いたしますものの三分の一くらいは欲しいと期待をいたしているのでありまして、そういたしますと、大体現在やはり百億近いのでございます。それから、三十億程度のものは欲しいと希望をいたしております。

○宮田屋文君　他の面につきましては附帯決議でそういうことを要望しておきますが、この面についてはそんなことをはつきりと、やはり要望するような形をとらなくとも政令で以て大体定め得る、こういうふうなお考えでございますか。

○政府委員(田中義男君) 政令によつて定め得ると考えております。

○中田吉雄君 内藤課長にお願いしますが、今日でなくても結構ですから、現在平衡交付金で各県に出ているこの額ですね、それとこれによつて計算してみて一つ実際どれくらいの変化になるか、その一覽表を各県別の一つお願いしておかないと、果してそれ／＼の県が貧弱な県や裕福な県が一体どういう影響を受けるか、ちよつと雲を掴む

ようなことでなく、これは実際もうすべてを言っておるのか、何も言つて

ないというような法案の性格を持つものでありますので、雲を掴むような法案です。で、実際計算してみても、例えば、鳥取県では平衡交付金でこれだけやつてゐる、これで計算すればどうなるというような一つ具体的のものであります。したらお願いいたします。

○岡本愛祐君　資料の要求をしておき

ますが、地方財政委員会におきまして、この法案が成立するとして、而もこの実支出額の二分の一を国家が負担するとして、又教材のほうも負担するとして、どのくらい各府県毎に平衡交付金に影響するか、私が先ほど質問した点であります。それを現在を標準として出してもらいたい。今からの入場税、遊興飲食税の減額とか、そういうことは考えないで現在を標準として出して頂きたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 岡本さんの今の御注文は法案の内容が具体的にないので、大要を申し上げます。御注文だと思えます。そう申しますのは、義務教育費の増額をどう考えて行くかという問題もあるわけでありまして、一応現在の金額をそのまま考えて行きました場合は、比較的従来義務教育の水準が低かつたところ、そういうところに対して、この場合義務教育にかかる財政需要額を算定しておるわけでありまして、従いましてそういう基準財政需要額以下の欠損になつておる、そういうところに対して、支出額の二分の一ということになりまして、その場合は、それだけ少なくなつて参るということになつて参るわけでありまして、従いまして、今後どのような制度の改正をするかということと脱み合わせまして、全貌を明らかにしてでなければ正確な比較にはならないだらうというふうに考えております。

○岡本愛祐君 それは東京都だけでよろしいございませう。東京都に対してどのくらいの影響を及ぼすか、現在の地方財政の下で、東京都だけでいいからどういふ結果になるか、そういうことを一つ出して頂きたい。

○石村幸作君 先ほど来から各委員諸君の質疑応答を承わつておつたのですが、どうも文部省側のおつしやる教育費の確保と、それから地方財政がこれによつて安定する、こういう御答弁に對してどうも我々頭がぼろとしておるので、はつきりそれが呑み込めない、そこで恐縮ですが、調査の資料をできれば出して頂きたい。これはもうすでに文部省でも地財委のほうでもおわかりだらうと思ひますので、ちよつと文部省及び地財委と御相談の上でもよろしいございませうから作成して頂きたい。それは各都道府県別の二十五年

度、六年度のこの決算、又はできてないものは決算見込額でもいいのであります。それが、それを学校の種類別による実際の支出の給与額を府県別に出して頂きたい。それから以上については、平衡交付金の上の基準財政需要額を府県別に出して頂きたい。それからもう一つ府県のうちで平衡交付金をもらつていない不交付の団体で、この国庫負担金を二分の一もらつたとして、その府県別の額がどうなるか、それからもう一つ府県別の実際の定員、現実の定員及び理論学級、理論定員、こういうふうな定員数を一つ出して頂きたい、これは大抵すぐおわかりでございませう。一つ御相談願ひます。

○説明員(内藤三郎君) この法律では別に定員は書いてないのですから……。

○石村幸作君 いや、そうじゃないのです。いろ／＼先ほど来からの質疑応答の内容を知りたいのです。つまりこの法律直接のことだけでなく、この法律によつて地方財政がどれだけで安定されるか、盛んにあなたのほうではそ

うおつしやつておる、そういうような内容を一つ見せて頂きたい。私のほうは、つまり地方財政の面から要求するわけですから、まあ御相談なすつてすぐでなくてよろしいございませうが……。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと委員のかたにお諮りいたしますが、この連合委員会は引続いて開きますか、それとも本日を以て連合委員会は閉じまして、御質疑のおありのかたは文部委員会においでを願ひまして、御質疑をして頂くということにするか、如何でございませうか、お諮りいたします。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕
○委員長(梅原眞隆君) 速記始めて。それでは本日は連合委員会を閉じます。

午後四時二十分散会